

松戸市景観条例等施行規則の一部を改正する規則

松戸市景観条例等施行規則（平成２３年松戸市規則第１４号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（景観計画の変更に係る軽微な変更） 第２条 条例第３条第３項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。 (1) <u>法第８条第２項第１号から第３号まで又は第５号に規定する事項の変更</u> (2) （略） （事前協議書及び添付図書） 第３条 条例第４条の<u>事前協議書は、松戸市景観計画区域内行為事前協議書（第１号様式）とする。</u> <u>２・３</u> （略） （行為の届出等）	（景観計画の変更に係る軽微な変更） 第２条 条例第３条第３項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。 (1) <u>法第８条第２項第１号、第２号又は第４号に規定する事項の変更</u> (2) （略） （事前協議書及び添付図書） 第３条 条例第４条の<u>規定に基づく事前協議書の提出（以下「事前協議」という。）は、対象となる行為に着手する日のおおよそ60日前に行うものとする。ただし、対象となる行為が都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第2項の規定による開発行為の許可の申請又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請を必要とするときは、当該申請を行う日のおおよそ60日前に行うものとする。</u> <u>２ 前項の規定にかかわらず、市長が良好な景観形成を図る上で必要と認める場合には、事前協議の時期を指定することができる。</u> <u>３ 条例第４条の事前協議書は、松戸市景観計画区域内行為事前協議書（第１号様式）とする。</u> <u>４・５</u> （略） （行為の届出等）

第5条 (略)

2 (略)

3 前2項の届出は、届出の対象となる行為に着手する日の30日前までに行わなければならない。ただし、届出の対象となる行為が都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第2項の規定による開発行為の許可の申請又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請を必要とするとは、当該申請を行う日の30日前までに行わなければならない。

(アドバイザー)

第19条 松戸市景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）は、都市計画・建築・造園・土木・造形又は色彩に関して専門的な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 アドバイザーの任期は、2年とし、再任を妨げない。

別表（第3条関係）

図書の種類	明示すべき事項
付 近 見 取 図 (1/2,500以上)	(略)
配置図(1/200以上)	(略)
2面以上の立面図(1/100以上)	(略)
平面図(1/100以上)	(略)
断面図(1/100以上)	(略)

第5条 (略)

2 (略)

3 前2項の届出は、届出の対象となる行為に着手する日の30日前までに行わなければならない。ただし、届出の対象となる行為が都市計画法第29条第1項若しくは第2項の規定による開発行為の許可の申請又は建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請を必要とするときは、当該申請を行う日の30日前までに行わなければならない。

(アドバイザー)

第19条 松戸市景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）は、都市計画・建築・造園・土木・造形・色彩・広告物その他の景観計画に規定する配慮事項及び行為の制限の基準に関して専門的な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 アドバイザーの任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

別表（第3条関係）

図書の種類	明示すべき事項
付 近 見 取 図 (1/2,500程度)	(略)
配置図(1/200程度)	(略)
立面図(1/100程度、全ての面がわかるもの)	(略)
平面図(1/100程度)	(略)
断面図(1/100程度)	(略)
アイレベルの完成予想図（任意縮尺）（立面図からだけでは景	・周辺の道路等の公共空間及び任意の眺望点から、人の目線の高さで示すモニタージュ写真等

		観形成基準への 適合状況が判断 できない場合に 必要に応じて提 出を求めるも の)	
(略)		(略)	
現況写真(2方向 以上)	・行為の場所及び周辺の状況を 表すもの	現況写真(遠景 及び近景)	・行為の場所及び周辺の状況を 表すもので、敷地全体の状況 がわかるものを複数方向から 撮影したもの

第1号様式を次のように改める。

松戸市景観計画区域内行為事前協議書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

申請者 住所

氏名

(法人の場合、事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

松戸市景観条例第4条の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

行為の場所	松戸市				
用途地域					
行為の期間	着手予定日 年 月 日～完了予定日 年 月 日				
行為の種類・概要	建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕・模様替・色彩の変更			
			届出部分	届出以外の部分	合計
		延べ面積	m ²	m ²	m ²
		敷地面積	m ²	m ²	m ²
		色彩 ※マンセル値、仕 上げ方法を記入 してください。	屋根		
			外壁		
	工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕・模様替・色彩の変更			
			届出部分	届出以外の部分	合計
		高さ	m	m	m
		長さ	m	m	m
		築造面積	m ²	m ²	m ²
	☐ 開発行為（開発面積 m ² ）				
	行為の目的・内容（ ）				
	屋外広告物(松戸駅 周辺景観 形成重点 地区内)	☐ 設置 ☐ 変更			
		面積		m ²	
上端までの高さ※デッキに面している場合、デッキからの高さ		m			
看板の種類		☐ 屋上広告物 ☐ 壁面・窓面広告物 ☐ 突出広告物 ☐ 独立広告物 ☐ 立看板・のぼり旗・貼り紙			
マンセル値					
代理人	☐ 設計者 ☐ 工事施工者		受付印	承認印	
	☐ その他（ ）				
	住所				
	所属・氏名				
	電話番号				
E-mail					

第3号様式を次のように改める。

松戸市景観計画区域内行為届出書

年 月 日

(宛先)松 戸 市 長

申請者 住 所
氏 名
電話番号 ()

(法人の場合：事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

行為の場所		松戸市	
行為の 種類	建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更	
	工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更	
	☐ 開発行為		
行為の期間		着手予定日 年 月 日～完了予定日 年 月 日	

受 付 欄	※	処 理 欄	※

※印欄は、記入しないでください。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。